

## 定住外国人の地方参政権

私は定住外国人に地方参政権を認めるのは時期尚早と考える。この論旨を述べるにあたり、まずは定住外国人と地方参政権についてその定義を確認する。次に考えうる賛成派の論拠に対して反駁する。最後に定住外国人の現状をデータから明らかにして、この議論自体の意義を考え、時期尚早とする理由を述べる。

日本における定住外国人は、一般永住者と特別永住者とに分けられる。前者は一定の要件を満たす事で永住を認められた外国人であり、後者は歴史的経緯から日本に住むようになった人々で、その大半を韓国籍・朝鮮国籍が占める。そして地方参政権とは、地方議会の議員選挙および首長選挙への選挙権（および被選挙権）を意味し、公務員就任権は含めない。

定住外国人、とくに特別永住者に地方参政権を認める論拠の一つとして、歴史的反省を挙げる人々がいる。即ち、戦前に日本による植民地支配などを通じて日本国籍となったものの、日本の敗戦によりその国籍を失った人々に対して配慮が必要だというのである。しかし、何故その配慮が直ちに地方参政権に繋がるのか、あるいは逆に何故地方に限定されるのか合理的な説明ができない。何故なら、戦前の旧植民地出身者には国政参政権も認められていたからである。さらに歴史的経緯から地方参政権を与えるとなると、それは一種の差別是正措置（affirmative action）となり、特別永住者にある種のステイグマを負わせる事になる。こうして生じる一般永住者との意識上の区別は、容易に差別へと転化し、社会を不安定にさせる要素の一つとなりかねない。別の根拠として、多文化共生社会を挙げる人々がいる。しかしこの理念は、移民国家・多民族国家であるアメリカや、歴史的に移民を受け入れてきた欧州ならではの問題である。それらの諸国に比べ、日本における定住外国人の占める割合はまだ低く、その歴史も浅い。彼らは日本においてはまだ圧倒的なマイノリティであり、アイデンティティが十分に確立されたとも言い難い。このような問題の本質を捉えずに、安易に多文化共生社会を掲げるのは危険である。また納税と参政権を一体化する見方もある。所謂「代表なくして課税なし」である。しかし現日本国憲法は、納税によって国籍や参政権を与えていたわけではない。もし外国人にのみ参政権の条件として納税を義務付けるならば、選挙制度として普通選挙を保障する憲法 15 条に違憲（つまりこの場合、15 条 3 項の改正も検討する必要が出てくる）するだけでなく、不当な人権侵害となる可能性がある。よって、この論拠は全くの的外れである。その他の根拠として、EU を例に相互主義を挙げる人々がいる。例えば、韓国が定住外国人に地方参政権を与えている以上、日本も特別永住者に地方参政権を与えよ、というのである。しかし、在韓日本人

と在日韓国人ではその絶対数が異なる。これでは本来互恵的であるはずの相互主義が成り立たない。

定住外国人に地方参政権を認めるか否かを巡っては、その為に憲法改正が必要な否かも含めて様々な議論がある。しかし、重要なのは定住外国人の実態である。特別永住者は帰化などにより年々減少し、2007年には一般永住者の数を下回った。2010年末時点で特別永住者は399,106人、一般永住者は565,089人である。特別永住者は3世、4世の世代となり、一般永住者の出身国も多岐に渡っている。このような現実を前に、特別永住者と一般永住者を分けて議論する事にどれほどの意味があるのだろうか。参政権に限って言えば、上述のように、特別永住者と一般永住者を区別する事は弊害としかならない（あるいは何らかの理由で、あえて両者の分断を狙っているなら話は別だが）。少なくとも一度議論を仕切りなおす必要がある。その意味で、私は定住外国人に地方参政権を認めるのは時期尚早と考える。